

## ⑩ 借地非訟事件

法的手続の形態	基準法務費用(消費税を除く)		備考
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	
借地非訟事件	30万円	① 訴訟事件の額	示談交渉事件の終了後、調停事件・ADR 事件を委任するときの着手金は10 万円、調停事件・ADR 事件の終了後、これらのうちの他の方法による事件解決を委任するときに着手金は10 万円、調停事件・ADR 事件、示談交渉事件の終了後、借地非訟事件を委任するときの着手金は 15 万円とします。
調停事件・ADR事件	20万円	② 調停事件・ADR事件の額	
示談交渉事件	10万円	③ 示談交渉事件の額	